

Q. 重層的支援体制の充実は



いわむら
岩村みゆき 議員
IWAMURA Miyuki

A. 関係部署間の連携を強化

Q 不登校児やヤングケアラーたちの中学卒業後の支援・相談体制は。

A 生活福祉部長
中学卒業後の子どもたちに関する相談は、愛知県の中央児童・障害者相談センターや豊山町の子ども応援課が窓口となる。

学校と連携し、スクールソーシャルワーカーから様子を聞き取り、必要に応じて職員による自宅訪問を行っている。また、虐待やネグレクトにより支援が必要な子どもに対しては、子ども応援課長を座長とする要保護児童対策地域協議会や個別のケース会議において、児童相談所、警察、尾張福祉相談センター、保健所などの関係機関と連携し、リスクに応じた支援策を講じているところである。

Q 定期的な訪問などアウトリーチな支援は。

A 生活福祉部長
令和4年度中にヤングケアラーに関する実態調査を町

独自で行う。その結果を踏まえ、支援が必要な家庭への訪問や緊急性が高い家庭へのヘルパー派遣などのアウトリーチな支援についても検討したい。

また、ヤングケアラーの支援や相談窓口に関するチラシを配布するとともに、SNSなどで周知していく。

Q 重層的支援体制のさらなる充実のための課題は。

A 生活福祉部長
複雑化・複合化するニーズに対応するため、包括的な相談支援体制を構築することを目的に、令和3年度から子ども、高齢者、生活困窮者、障がい者などの関係部署が連携し、ケース検討会議を行い重層的支援体制の取り組みを進めている。

今後についても個々の事案に応じた適切な支援が出来るよう、さらに関係部署間の連携を強化し、包括的な支援体制の充実を図ってまいりたい。

Q. 福祉作業所の見直しは

A. 就労継続支援B型を検討

障がいのある方もない方も地域社会で一緒に暮らしていくことを目的に、障害者総合支援法が平成25年4月に施行された。支援法では、手帳をお持ちの方だけでなく、発達障害や一部の難病の方も対象となる。

町の福祉作業所は総合支援法以外の小規模作業所となる。利用資格は、町内にお住いでご自分で通所が可能な方となっている。私は、そろそろ見直しが必要なのではと思つた。

Q 町の福祉作業所を障害者総合支援法に基づくサービス事業所への移行をどう考えているか。

A 生活福祉部長
現在、利用者の拡大や作業内容の充実を図るため、町

社会福祉協議会と協議を進め、障害者総合支援法に基づくサービス事業所への移行を検討。

Q 具体的なサービス内容はどうか。

A 生活福祉部長
一般企業への就労が困難な方に働く場を提供し、知能や能力の向上に必要な訓練を提供する就労継続支援B型事業所への移行を検討している。

Q 利用している方への影響は。

A 生活福祉部長
移行後も全員利用することができ大きな影響はない。移行後の変更点としては、車による送迎を取り入れることや新しい訓練にも取り組めるよう検討している。